<住民記録>

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健 康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの
3	健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの
4	厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船 員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又 は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食 費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害 児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付 費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で 定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの
11	市町村長	番号法別表第2の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所 等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	市町村長	番号法別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	社会福祉協議会	番号法別表第2の30項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する 事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	公営住宅法第2条第16号に 規定する事業主体である都 道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定め るもの
16	日本私立学校振興・共済事 業団	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの
17	厚生労働大臣又は共済組合 等	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの

<住民記録>

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
18	文部科学大臣又は都道府県 教育委員会	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学の ため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	都道府県教育委員会又は市 町村教育委員会	番号法別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務で あって主務省令で定めるもの
20	国家公務員共済組合	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施 行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの
22	市町村長又は国民健康保険 組合	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
23	厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付 に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの
24	市町村長	番号法別表第2の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所 等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
	住宅地区改良法第2条第2項 に規定する施行者である都 道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定 若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省 令で定めるもの
26	都道府県知事等	番号法別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの
27	地方公務員共済組合	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの
	地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合 会	番号法別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	市町村長	番号法別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣又は都道府県 知事	番号法別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは 特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの

<住民記録>

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
33	市町村長	番号法別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の
34	市町村長(児童手当法第17 条第1項の表の下欄に掲げ る者を含む。)	番号法別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣	番号法別表第2の77項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休 業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	特定優良賃貸住宅の供給の 促進に関する法律第18条第 2項に規定する賃貸住宅の 建設及び管理を行う都道府 県知事又は市町村長	番号法別表第2の85項の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	都道府県知事又は広島市長 若しくは長崎市長	番号法別表第2の89項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者 たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
41	平成8年法律第82号附則第 32条第2項に規定する存続 組合又は平成8年法律第82 号附則第48条第1項に規定 する指定基金	番号法別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	都道府県知事	番号法別表第2の96項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を 設置する市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の 負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	番号法別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

<住民記録>

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
46	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	独立行政法人医薬品医療機 器総合機構	番号法別表第2の105項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染 救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	独立行政法人日本学生支援 機構	番号法別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	番号法別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害 給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの
52	厚生労働大臣	番号法別表第2の111項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
53	厚生労働大臣	番号法別表第2の112項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	文部科学大臣、都道府県 知事又は都道府県教育委員 会	番号法別表第2の113項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	番号法別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職 業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	市町村長	番号法別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子 育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	厚生労働大臣	番号法別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	都道府県知事	番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

<住民記録>

移転先一覧(番号法第9条及び別表第一、条例第4条及び別表第一より)

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
			児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害
			児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しく
1	福祉部障がい福祉課	番号法別表第1の8項	は特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所
			における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって
			主務省令で定めるもの
2	()	乗品注別主第1のQI百	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設に
	健康こども部こども家庭課	番号法別表第1の9項	おける保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康こども部健康増進課	乗 □辻則主第1の10項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給
3	健康ことも部健康増進課	番号法別表第1の10項	又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
1	福祉部障がい福祉課	番号法別表第1の11項	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付
4	THILL OF PROPERTY OF THE PROPE	田与広州农州10119	に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	福祉部障がい福祉課	番号法別表第1の12項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所
	HILLIPPE 7 V HILLIAN	田 仍然别我别197125矣	等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)によ
6	福祉部障がい福祉課	番号法別表第1の14項	る診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉
			手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
			生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準
7	福祉部生活福祉課	番号法別表第1の15項	備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用
			の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
			地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又
		S D V DI + Mrs - 4 a-T	は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律
8	財務部市民税課、資産税課、収納課	番号法別表第1の16項	第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若し
			くは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する
			事務であって主務省令で定めるもの
9	建設部建築住宅課	番号法別表第1の19項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をい
			う。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
10		五日十四十四十四100元	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料
10	健康こども部国保年金課、財務部収納課	番号法別表第1の30項	の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
			国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時
			金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の
11	健康こども部国保年金課	番号法別表第1の31項	資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令
			で定めるもの
			知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所
12	福祉部障がい福祉課	番号法別表第1の34項	等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
			住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅を
10	74 = 0. ±074 6tr / > = 0.		いう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変
13	建設部建築住宅課	番号法別表第1の35項	更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定める
			もの
			災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿の
14	総務部防災課	番号法別表第1の36項の2	作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に
			関する事務であって主務省令で定めるもの
15	健康こども部こども家庭課	番号法別表第1の37項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関
13	MENSON CONTROL OF CONT	H TWATTANTOTOK	する事務であって主務省令で定めるもの
16	福祉部介護福祉課	番号法別表第1の41項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に
	the last of a second term format ().	5.000000000000000000000000000000000	関する事務であって主務省令で定めるもの
			母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養
17	健康こども部こども家庭課	番号法別表第1の44項	しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務
			省令で定めるもの
18	健康こども部こども家庭課	番号法別表第1の45項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であっ
			て主務省令で定めるもの
19	健康こども部こども家庭課	番号法別表第1の46項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による
			特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	福祉部障がい福祉課	番号法別表第1の47項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは
			特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律
			第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福
		<u> </u>	祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

<住民記録>

移転先一覧(番号法第9条及び別表第一、条例第4条及び別表第一より)

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
21	健康こども部健康増進課	番号法別表第1の49項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	健康こども部こども家庭課	番号法別表第1の56項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	健康こども部国保年金課、財務部収納課	番号法別表第1の59項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保 険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の 事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	福祉部生活福祉課	番号法別表第1の63項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支 援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの
25	福祉部介護福祉課	番号法別表第1の68項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	健康こども部健康増進課	番号法別表第1の76項	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの
27	健康こども部国保年金課	番号法別表第1の83項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律 第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
28	福祉部障がい福祉課	番号法別表第1の84項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	健康こども部健康増進課	番号法別表第1の93項の2	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	健康こども部こども家庭課	番号法別表第1の94項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	健康こども部国保年金課	番号法別表第1の95項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	健康こども部こども家庭課	番号法第9条第2項及び弘前市行政 手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例別 表第1項番1	弘前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成18年弘前市条例第107号)に よる医療費の助成に関する事務
33	健康こども部こども家庭課	番号法第9条第2項及び弘前市行政 手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例別 表第1項番2	弘前市子ども医療費給付条例(平成18年弘前市条例第106号)による医療 費の助成に関する事務
34	健康こども部こども家庭課	番号法第9条第2項及び弘前市行政 手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例別 表第1項番3	児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に関する事務

<住民記録>

移転先一覧(番号法第9条及び別表第一、条例第4条及び別表第一より)

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
35	福祉部介護福祉課	番号法第9条第2項及び弘前市行政 手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例別 表第1項番4	弘前市社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係 る利用者負担額軽減制度実施要綱(平成25年弘前市告示第381号)に関す る事務
36	福祉部障がい福祉課	番号法第9条第2項及び弘前市行政 手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例別 表第1項番7	弘前市重度心身障害者医療費支給条例(平成18年弘前市条例第105号)に よる医療費の助成に関する事務
37	福祉部障がい福祉課	番号法第9条第2項及び弘前市行政 手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例別 表第1項番8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務